

# 免許取得促進助成金交付要綱

(令和 5 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が、会員の従業員に対し、道路交通法で規定される大型自動車免許、中型自動車免許等を取得させることに要した費用の一部を県ト協が助成することにより、従業員の資質の向上を図り、労働力の確保及び労働災害事故防止対策を目指し、もって安定した輸送サービスの提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、以下に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

大型自動車免許(一種)、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、けん引自動車免許(以下「免許等」という。)とは、道路交通法第 84 条に定める運転免許をいう。

(助成対象者及び免許取得対象者)

第 3 条 助成対象者は、会員とする。

2 免許取得対象者は、会員が雇用している従業員で、社会保険加入者(加入予定者を含む。)とし、**助成金申請時に運転者**(日々雇いいれられている者、2 月以内の期間を定めて使用される者又は試みの試用期間中の者(14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。))**として従事させる者とする。**

3 免許取得対象者は、長野県内に住所の記載のある免許証を所持し、県内の営業所に所属していること。ただし、免許証の住所地が県外であっても、県内営業所に勤務している場合はこの限りではない。(この場合、当該事業所の在籍証明書を添付する。)

4 ドライバーが個人で免許取得費用を支払った場合は、助成対象としない。

5 外来試験による免許取得費用は助成対象としない。

6 国等から助成金が交付されている場合は、助成対象としない。

(助成額)

第 4 条 助成金の交付額は、免許の取得に要した費用(教習料、教本・テキスト代、その他手数料)で、別表記載の金額とする。

## **2 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援事業(全ト協による助成金)**

会員が新たに運転者として採用した若年ドライバー対して下記のすべての要件を満たす場合、**(1) 特例教習の受講 (2) 準中型免許の取得**について助成を行う。

**(1) 特例教習は受講費用の 1/3 以内(千円未満は切り捨てとする。)上限 100,000 円を助成する。**

**(2) 準中型免許取得は、新規取得は上限 40,000 円、5 トン限定準中型免許の限定解除については上限 25,000 円をそれぞれ助成する。(別表参照)**

本申請には「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書」により県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、県ト協と全ト協の助成額の合計が、免許取得費用を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。また、助成額が予算に達した場合は、その時点で申請の受

付を終了する。

【要件】

- ① 令和4年4月1日以降に運転手として採用されたもの。
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和4年4月1日以降に、自動車教習所等を活用して特例教習を受講終了または準中型免許を取得していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者等に在籍し、運転者として従事していること

(3) 本事業に係る経過措置について

本助成金については前年度(令和4年度)に特例教習の受講及び準中型免許を取得した分についても助成の対象とする。準中型免許取得については、高等学校等新卒者で、会員事業所に入社前の在学中に準中型免許を取得した場合も対象とする。ただし、会員が後日費用を負担した場合に限る。

(4) **本助成は、1会員ごとに上限を30万円とする。**

(免許の取得の事前申請と取得時期)

第5条 会員は、従業員に特例教習の受講及び免許を取得させる場合は、**令和5年12月25日までに「免許取得促進助成申込書」**(以下「申込書」という。)を予め県ト協会長に提出し、承認を受けなければならない。

なお、免許取得予定者として承認を受けた後、免許取得しないこととなった場合は、「免許取得促進助成申込取下書」を提出しなければならない。

2 県ト協は、前項の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、予算範囲のなかで承認した場合はその旨を会員に通知する。

3 助成金の対象となる特例教習の受講及び免許の取得は、令和6年2月末日までに完了しなければならない。(特例教習の受講修了の書類及び免許の交付を受けられない場合は、助成金の支払いはできません。)

(助成金の申請)

第6条 会員は従業員が特例教習の受講修了及び免許を取得したときは、免許取得促進助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により添付書類とともに、**免許交付後1週間以内**に県ト協会長に対して申請する。

但し、最終申請期限は、令和6年3月6日とする。

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、申請会員へ別に定める助成金を交付する。

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

**(助成金申請に関する調査協力義務)**

第9条 **助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

**(助成金の返還)**

第10条 **県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全**

部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

3 県ト協から免許取得費用の一部の助成を受けた従業員が退職した場合で、当該助成金の返還を受けたときは、「免許取得促進助成金返還申出書」により速やかに県ト協に返納しなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 【別 表】

### 助成額一覧表

(単位：円)

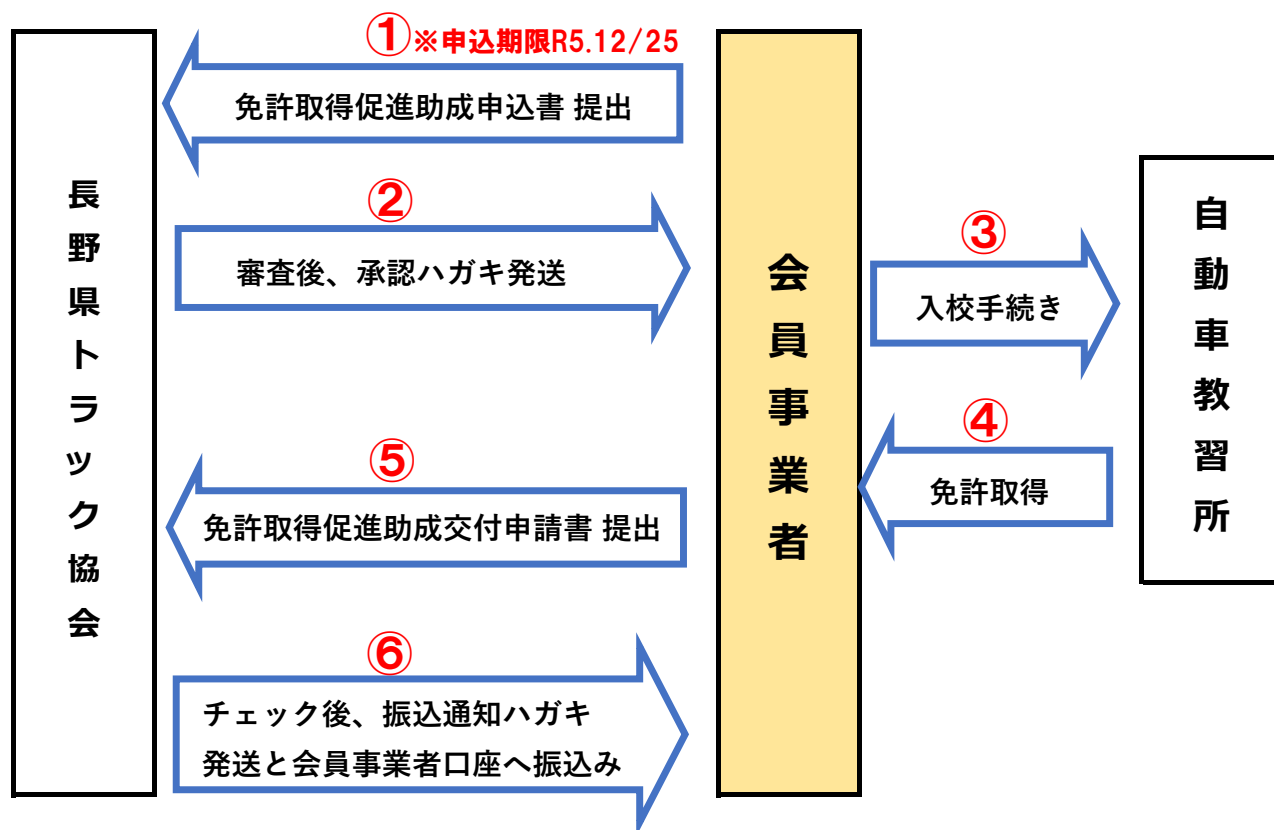
| 取得予定免許          | 現在所有している免許           | 県ト協<br>助成額 | 全ト協<br>助成額 |
|-----------------|----------------------|------------|------------|
| 特例教習※           |                      |            | 100,000    |
| 準中型自動車免許        | なし                   | 100,000    | 40,000     |
| 準中型自動車免許        | 普通自動車免許(H29.3.12以降)  | 30,000     | 40,000     |
| 準中型自動車免許5t限定解除  | 準中型自動車(5t限定)免許       | 10,000     | 25,000     |
| 中型自動車免許(8t限定解除) | 中型自動車(8t限定)免許        | 50,000     |            |
| 中型自動車免許         | 普通自動車免許<br>準中型自動車免許  | 100,000    |            |
| 大型自動車免許(1種)     | 普通自動車免許・<br>準中型自動車免許 | 200,000    |            |
|                 | 中型自動車免許              | 110,000    |            |
|                 | 中型自動車(8t限定)免許        | 150,000    |            |
| けん引自動車免許        | 同上                   | 70,000     |            |

※特例教習は費用の1/3(千円単位)、上限100,000円とします。

※全ト協の助成金につきましては、若年運転者(年齢・採用年月等の条件あり)を対象としています。

## 免許取得促進助成申込のながれ

【事前申込みが必ず必要となり、①～⑥の流れで助成金が振り込まれます】



注1) 2月末までに免許の交付を受けてください

注2) 会員事業者の口座への振込みとなります